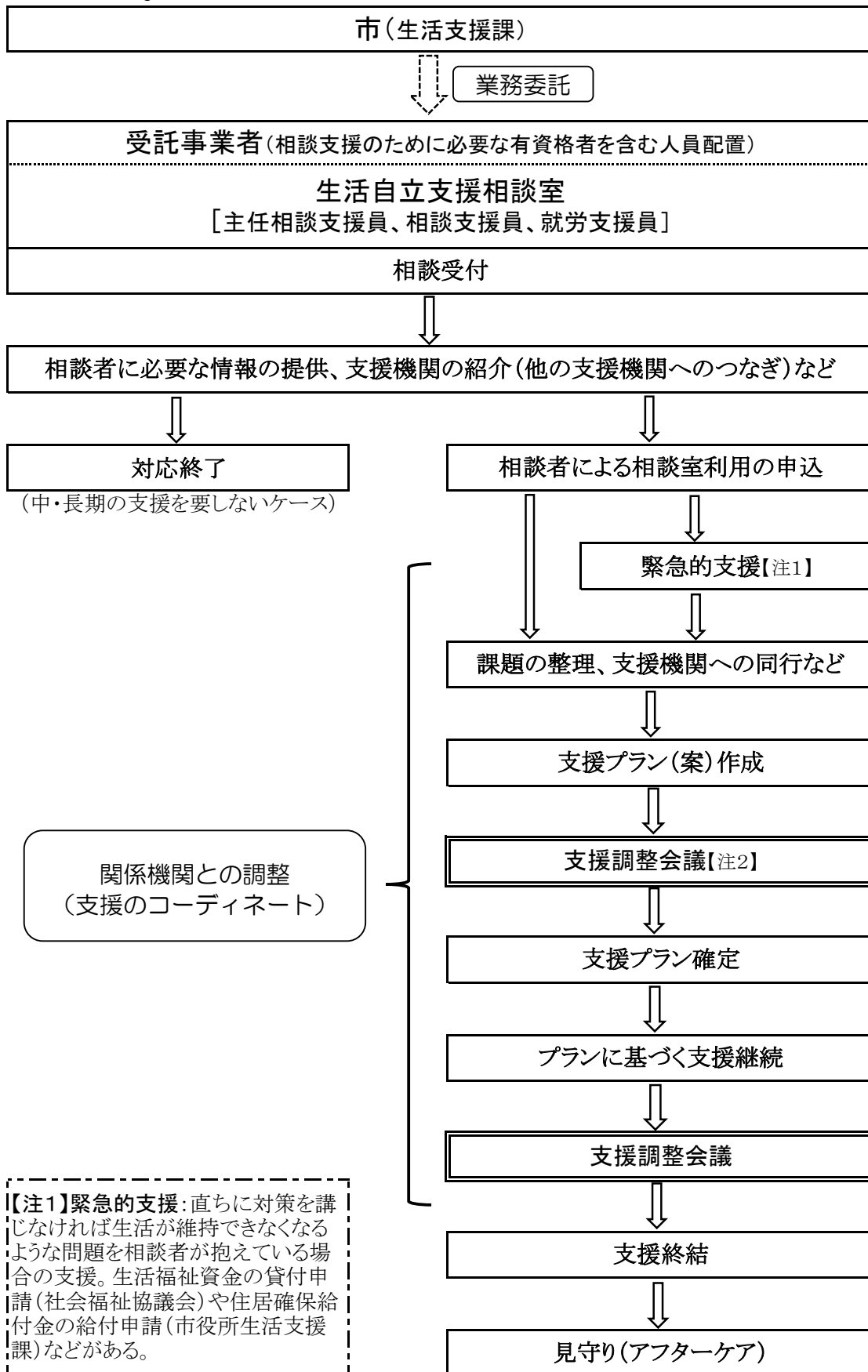


飯塚市における生活困窮者支援の流れ



【注1】緊急的支援: 直ちに対策を講じなければ生活が維持できなくなるような問題を相談者が抱えている場合の支援。生活福祉資金の貸付申請(社会福祉協議会)や住居確保給付金の給付申請(市役所生活支援課)などがある。

【注2】支援調整会議: 生活自立支援相談室の相談員と市の担当課(生活支援課)職員によって、原則として毎月1回開催される会議。個別ケースの支援プランの内容や支援終了の判断の妥当性等について協議する(必要に応じて、支援の内容に関係する各課の職員が参加することもある)ほか、生活困窮者支援全般に関する意見交換、相談室の運営や支援のあり方に関する市からの助言などを行う。